

3 特別支援教育の充実

特別支援教育は、障がいのある生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するものであり、一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みの一つとして、「通級による指導」が行われています。

◆ 「通級による指導」とは

中学校においては、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」で受ける「通級による指導」を行っています。「通級による指導」を受ける生徒は、年々増加しており、担当する教師の専門性の向上が求められています。

「通級による指導」では、障がいの状態がそれぞれ異なる個々の生徒に対し、個別指導を中心とした、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした特別な指導を、きめ細かに、かつ弾力的に行います。

◆ 「通級による指導」の対象

通級による指導は、学校教育法施行規則に定められている次の障がいのある生徒を対象として行うものであり、知的障がいは、通級による指導の対象とはなっていません。

- | | | |
|---|-------|--------|
| ・言語障害者 | ・自閉症者 | ・情緒障害者 |
| ・弱視者 | ・難聴者 | ・学習障害者 |
| ・注意欠陥多動性障害者 | | |
| ・その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの。 | | |

(学校教育法施行規則第140条)

【通級による指導の例】

- 語彙が少ないために言いたいことを伝えることが難しい生徒に対し、気持ちや表情に合った言葉やイラストを選択肢から選び、語彙を増やす指導をします。
- 上手くいかないと学習の途中で学習をやめてしまう生徒に対し、見通しがもてるよう手順を視覚的に示すなど、自分の気持ちを伝えたり、コントロールしたりすることができるよう指導をします。
- ルールや順番を守ることが苦手な生徒に対し、小集団でのゲームを通してルールや順番を守ることができるよう指導をします。
- 文字を正確に書き取ることが苦手な生徒に対し、漢字の部首に注目させるなど、本人が意識して正確に書くことができるよう指導をします。
- 小さい文字を読むことが困難な生徒に対し、タブレット端末による文字サイズや背景色の変更等、自分の見え方に合った使用方法について指導をします。

また、教育、医療、福祉、労働等の関係機関との連携や障がいのある生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における生徒の望ましい成長を促すことを目的とした個別の教育支援計画を活用し、学校内だけでなく、保護者や関係機関とも多面的・多角的な情報を共有することが、指導の効果を一層高めることにつながります。

◆ 一人一人に応じた指導

通級による指導を受けている生徒の、障がいによる困難の改善・克服を図るために、一人一人の障がいの状態等に応じた対応が求められ、特別支援学校における自立活動に相当する指導を行うこととなります。

指導の際には、通級による指導の担当教師と当該生徒が在籍する学級の担任が連携協力しながら、一人一人の障がいの状態に即した個別の指導計画を作成することで、計画的に指導を行い、着実に障がいの状態の改善・克服を行うことが重要です。

このような生徒は、学校生活の中の様々な場面や環境に対して、十分に適応することが難しいこともあることから、生徒の困り事の原因となる障がいの特性や将来に向けて改善の必要性の高い課題、本人が一番困っている課題、「こうしたい」という願い等を理解し、優先順位を考えて指導する必要があります。

◆ 保護者への心理的なケア

通級による指導を受けている生徒は、自信のなさや通級への不安な気持ちを抱えている場合があります。また、その保護者は、自身が置かれている状況を、家族や親しい関係者に理解してもらえない、自分の気持ちや相談事を聞いてもらえていないと感じている場合があります。

通級による指導では、本人はもとより保護者の気持ちに寄り添い、心理的なケアを行うことが極めて大切です。

● 参考となる資料

- ・「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」平成30年3月
- ・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）令和2年3月
- ・「障害に応じた通級による指導の手引（改訂第3版）」（文部科学省編著）平成30年8月